

平成30年(国)第1705号

令和元年10月31日裁決

## 主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の概要

本件は、請求人が、初診日を平成〇年〇月〇日とするうつ病(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、事後重症による請求として障害基礎年金の裁定を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人の当該傷病に係る初診日を確認することができないとして、障害基礎年金の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をしたことから、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

#### 2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日が初診日であると主張する当該傷病により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(うつ病)の初診日が平成〇年〇月〇日であることを確認することができないため。」との理由により、上記(1)の

裁定請求を却下する旨の処分(原処分)をした。

- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当事者等の主張の要旨 (略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 障害基礎年金の支給を受けるためには、(ア) 対象となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において国民年金の被保険者で、初診日の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること(以下、①及び②の要件を「保険料納付要件」という。)、及び、(イ) 対象となる傷病による障害の状態が、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度(1級又は2級)に該当することが必要とされている。(国年法第30条、第30条の2、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第20条第1項、国年令第4条の6)。

ただし、初診日において20歳未満であった者については、保険料納付要件は必要とされないとされている(国年法第30条の4)。

- 2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由により原処分を行ったことに対し、請求人は、請求人の当該傷病に係る初診日(以下「本件初診日」という。)は、平成〇年〇月〇日であり、そうでないとしても、20歳前であると主張し、これを前提とする障害

基礎年金の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、まずは、本件初診日はいつと認めるべきかであり、次いで、本件初診日が国民年金の被保険者期間中であると認められ、保険料納付要件を満たしていると認められる場合、若しくは、本件初診日が20歳未満であると認められる場合は、請求人の当該傷病による障害の状態が、国年令別表に定める程度に該当すると認められるかどうかということである。

## 第2 当審査会の判断

### 1 本件初診日について

(1) 初診日に関する証明資料は、国年法が、発病又は受傷の日でなく、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に関与した医師（歯科医師を含む。）若しくは医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料（以下「初診日認定適格資料」という。）でなければならないと解するのが相当である。

また、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えるところ、認定基準は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としており、障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日となると解するのが相当である。

(2) 本件についてこれを見ると、本件で

初診日認定適格資料と認められるのは、① a病院b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付け診断書（以下「本件診断書」という。）、② c病院d科・B医師作成の平成〇年〇月〇日付け受診状況等証明書、③ e病院f科・C医師作成の平成〇年〇月〇日付け受診状況等証明書である。そして、①には、傷病名として当該傷病が掲げられ、傷病の発生年月日は「不詳 本人の申立て（〇年〇月〇日）」、そのため初めて医師の診療を受けた日は「不詳 本人の申立て（〇年〇月〇日）」、H〇年〇月〇日に請求人の父・D（以下「D」という。）から聴取した発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就労状況等は「小学生頃より精神的不調あり。不安が目立ち、c病院で抗不安薬の処方を受けたことがあるとのこと（詳細不明）。c病院の受診はH〇. 〇/〇で、急性咽頭炎、急性胃炎との診断を受けている。H〇. 〇/〇-〇/〇はe病院で加療。不安の訴えがあり、抗不安薬、抗うつ薬が処方された。H〇. 〇/〇-当院で加療。慢性的は不安、抑うつがあり、自宅での生活が続いている。」とされ、診断書作成医療機関における初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、その時の所見として「不眠、不安、抑うつ、意欲低下、離人症状を認めた。」と記載されている。平成〇年〇月〇日現症の日常生活能力の判定については、身の清潔保持が「自発的にできるが時には助言や指導を必要とする」とされているものの、他の項目は「助言や指導があればできる。」とされている。日常生活能力の程度については、「精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」とされている。②には、傷病名は「急性咽頭炎、急性胃炎」とされ、前医からの紹介状は無く、初診年月日は平成〇年〇月〇日であり、終診年月日は同日で、終診時の転帰は治癒とされてい

る。③には、傷病名は「不安神経症→うつ病」とされ、前医からの紹介状は無く、「中学生頃より暗い気持ちとなることがあったらしい。不安感も出現し、高校生の頃にc病院受診して抗不安薬の処方を受けたいらしい。「薬の効果がいまひとつ感じられない」との理由で当院受診したいらしい。」と記載されている。初診年月日は平成〇年〇月〇日であり、終診年月日は平成〇年〇月〇日、終診時の転帰は中止とされている。

- (3) 次に、第三者証明として提出されているのは、①〇〇小学校5、6年の担任・E教諭（以下「E教諭」という。）の平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けの2通の申立書、②父の友人・Fの同日付け申立書、③父の仕事の上司・Gの同日付け申立書、④〇〇小学校5、6年の学年主任・H教諭（以下「H教諭」という。）の令和〇年〇月〇日付け申立書である。

4件の第三者証明は全て、初診日を請求人が小学5年生の3月（注：平成〇年〇月）とし、不安神経症、うつ病のため、g病院（現在の〇〇医療センター）h科に入院したとしている。

また、E教諭は、請求人は平成〇年に〇〇小学校に転校してきたが、前校からの事務連絡事項には、請求人が小学1年生の時、両親が離婚したことから精神的に不安定になりPTSDを発症した旨が記載されており、転校当初から極度の精神不安があったこと、5年生の終業式後の〇月の春休みに体調が急変してg病院に入院したため、春休み中にお見舞いに行った、その後も小学校に登校した時は安定剤を持参し、精神的不安定な時は服用していた等と記載している。

さらに、H教諭は、上記のE教諭の申出内容に加えて、E教諭が何度も家庭訪問を行っていたこと、学年全体の教師と情報を共有して対応協議を行い、入院の際にはE教諭と共に見舞いに行き、保健教諭を含めた学年職員会

議を行ったこと等を記載している。

- (4) 以上の資料を総合検討すると、E教諭及びH教諭の第三者証明は、前校からの事務連絡事項にPTSDを発症等が記載されていたこと、保健教諭も含めて小学校の学年職員が協議し、連携をとって請求人の対応をしていること、及び、請求人が安定剤を持参して精神的不安定な時に服用していたこと等、その内容が非常に具体的であり、陳述の信憑性は高いと判断でき、本件初診日を請求人が20歳に達する前の平成〇年〇月と認めることが相当である。

- 2 そして、本件障害の状態が国年令別表に定める程度に該当しているかどうかについて検討するに、保険者代理人は審理期日において、本件障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当する旨陳述しており、当審査会もこれを相当と判断するものである。

- 3 以上によれば、本件初診日は平成〇年〇月と認めるのが相当であり、裁定請求日当時における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当すると認められるから、厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日を受給権発生日とする障害等級2級の障害基礎年金を支給すべきである。したがって、これと趣旨を異にする原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。